

建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）新旧対照表

現 行		改 正																																																																																					
第1条から第19条 略		第1条から第19条 略																																																																																					
(対象区域及び日影時間の指定)		(対象区域及び日影時間の指定)																																																																																					
第19条の2 法第56条の2第1項に規定する条例で指定する区域は、別表の左欄に掲げる区域とし、同項に規定する条例で指定する号は、当該区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる号とする。		第19条の2 法第56条の2第1項に規定する条例で指定する区域は、別表の左欄に掲げる区域とし、同項に規定する条例で指定する号は、当該区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる号とする。																																																																																					
2 法第56条の2第1項に規定する法別表第4(は)欄の2の項及び3の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから条例で指定する平均地盤面からの高さは、4メートルとする。		2 法第56条の2第1項に規定する法別表第4(は)欄の2の項及び3の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから条例で指定する平均地盤面からの高さは、4メートルとする。																																																																																					
第20条から第26条 略		第20条から第26条 略																																																																																					
別表（第19条の2関係）		別表（第19条の2関係）																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>法別表第4(に)欄の号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画法第8条第1項第1号の規定により都市計画において定められた地域</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>都市計画法第8条第2項第2号イの規定により都市計画において定められた区域</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域</td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td>10分の5の割合の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10分の6の割合の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10分の8の割合の区域</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>10分の10の割合の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10分の15の割合の区域</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>10分の20の割合の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域</td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td>10分の10の割合の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10分の15の割合の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10分の20の割合の区域</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>10分の30の割合の区域</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域</td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td>10分の20の割合の区域のうち第1種高度地区（<u>井手町</u>を除く。）又は第2種高度地区に指定された区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の10分の20の割合の区域</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>10分の30の割合の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10分の40の割合の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域又は準工業地域</td> <td>(2)</td> </tr> </tbody> </table>		対象区域	法別表第4(に)欄の号	都市計画法第8条第1項第1号の規定により都市計画において定められた地域	/	都市計画法第8条第2項第2号イの規定により都市計画において定められた区域	/	第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域	(1)	10分の5の割合の区域		10分の6の割合の区域		10分の8の割合の区域	(2)	10分の10の割合の区域		10分の15の割合の区域	(3)	10分の20の割合の区域		第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	(1)	10分の10の割合の区域		10分の15の割合の区域		10分の20の割合の区域	(2)	10分の30の割合の区域	(3)	第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	(1)	10分の20の割合の区域のうち第1種高度地区（ <u>井手町</u> を除く。）又は第2種高度地区に指定された区域		その他の10分の20の割合の区域	(2)	10分の30の割合の区域		10分の40の割合の区域		近隣商業地域又は準工業地域	(2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>法別表第4(に)欄の号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画法第8条第1項第1号の規定により都市計画において定められた地域</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>都市計画法第8条第3項第2号イの規定により都市計画において定められた区域</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域</td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td>10分の5の割合の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10分の6の割合の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10分の8の割合の区域</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>10分の10の割合の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10分の15の割合の区域</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>10分の20の割合の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域</td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td>10分の10の割合の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10分の15の割合の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10分の20の割合の区域</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>10分の30の割合の区域</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域</td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td>10分の20の割合の区域のうち第1種高度地区（<u>綴喜郡井手町</u>を除く。）又は第2種高度地区に指定された区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の10分の20の割合の区域</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>10分の30の割合の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10分の40の割合の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域又は準工業地域</td> <td>(2)</td> </tr> </tbody> </table>		対象区域	法別表第4(に)欄の号	都市計画法第8条第1項第1号の規定により都市計画において定められた地域	/	都市計画法第8条第3項第2号イの規定により都市計画において定められた区域	/	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域	(1)	10分の5の割合の区域		10分の6の割合の区域		10分の8の割合の区域	(2)	10分の10の割合の区域		10分の15の割合の区域	(3)	10分の20の割合の区域		第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	(1)	10分の10の割合の区域		10分の15の割合の区域		10分の20の割合の区域	(2)	10分の30の割合の区域	(3)	第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	(1)	10分の20の割合の区域のうち第1種高度地区（ <u>綴喜郡井手町</u> を除く。）又は第2種高度地区に指定された区域		その他の10分の20の割合の区域	(2)	10分の30の割合の区域		10分の40の割合の区域		近隣商業地域又は準工業地域	(2)
対象区域	法別表第4(に)欄の号																																																																																						
都市計画法第8条第1項第1号の規定により都市計画において定められた地域	/																																																																																						
都市計画法第8条第2項第2号イの規定により都市計画において定められた区域	/																																																																																						
第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域	(1)																																																																																						
10分の5の割合の区域																																																																																							
10分の6の割合の区域																																																																																							
10分の8の割合の区域	(2)																																																																																						
10分の10の割合の区域																																																																																							
10分の15の割合の区域	(3)																																																																																						
10分の20の割合の区域																																																																																							
第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	(1)																																																																																						
10分の10の割合の区域																																																																																							
10分の15の割合の区域																																																																																							
10分の20の割合の区域	(2)																																																																																						
10分の30の割合の区域	(3)																																																																																						
第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	(1)																																																																																						
10分の20の割合の区域のうち第1種高度地区（ <u>井手町</u> を除く。）又は第2種高度地区に指定された区域																																																																																							
その他の10分の20の割合の区域	(2)																																																																																						
10分の30の割合の区域																																																																																							
10分の40の割合の区域																																																																																							
近隣商業地域又は準工業地域	(2)																																																																																						
対象区域	法別表第4(に)欄の号																																																																																						
都市計画法第8条第1項第1号の規定により都市計画において定められた地域	/																																																																																						
都市計画法第8条第3項第2号イの規定により都市計画において定められた区域	/																																																																																						
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域	(1)																																																																																						
10分の5の割合の区域																																																																																							
10分の6の割合の区域																																																																																							
10分の8の割合の区域	(2)																																																																																						
10分の10の割合の区域																																																																																							
10分の15の割合の区域	(3)																																																																																						
10分の20の割合の区域																																																																																							
第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	(1)																																																																																						
10分の10の割合の区域																																																																																							
10分の15の割合の区域																																																																																							
10分の20の割合の区域	(2)																																																																																						
10分の30の割合の区域	(3)																																																																																						
第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	(1)																																																																																						
10分の20の割合の区域のうち第1種高度地区（ <u>綴喜郡井手町</u> を除く。）又は第2種高度地区に指定された区域																																																																																							
その他の10分の20の割合の区域	(2)																																																																																						
10分の30の割合の区域																																																																																							
10分の40の割合の区域																																																																																							
近隣商業地域又は準工業地域	(2)																																																																																						
備考		備考																																																																																					
1 次に掲げる地区については、この表の対象区域から除外する。		1 次に掲げる地区については、この表の対象区域から除外する。																																																																																					

- (1) 都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区
  - (2) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第4条第1項の流通業務地区
- 2 「第1種高度地区」又は「第2種高度地区」とは、都市計画法第8条第2項第2号ニの規定により建築物の高さの最高限度又は最低限度に関する都市計画が定められた区域をいう。

- (1) 都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区
  - (2) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第4条第1項の流通業務地区
- 2 「第1種高度地区」又は「第2種高度地区」とは、都市計画法第8条第3項第2号トの規定により建築物の高さの最高限度又は最低限度に関する都市計画が定められた区域をいう。

施行日 平成30年3月26日

平成30年4月1日